

事業主 殿

主催 神戸西労働基準協会

令和6年度第3回 「マスクフィットテスト実施担当者教育」開催のご案内

特定化学物質障害予防規則が改正され、令和5年4月より「金属アーク溶接等作業を屋内作業場で行う事業場」、令和6年4月より「第三管理区分に区分された事業場」に対して年1回の呼吸用保護具（マスク）フィットテストの実施が義務付けられました。

このため、当協会では、事業場においてマスクフィットテストを実施する担当者に対する教育を厚生労働省通達「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」に示された教育カリキュラムに基づき、下記により開催いたしますので、この機会に受講されるようご案内申し上げます。

記

- 1 日時 令和7年1月17日（金）
9時～16時50分（受付8時30分～8時50分）
- 2 場所 神戸西労働基準協会
（神戸市兵庫区水木通7-1-18 メラード大開北館2階）研修室
*（講習会場には駐車場・駐輪場はありません。）
- 3 受講対象 事業場内のフィットテスト実施者
（衛生管理者、安全・衛生推進者、作業主任者、
保護具着用管理責任者、産業医、保健師など）

- 4 受講料 * 25,300円（テキスト代、消費税込）
* 一旦納入された受講料は返還いたしません。

なお、受講者を変更される場合は講習日の5日前までに申出て下さい。

- 5 定員 40名（定員になり次第締め切ります。）

6 受講申込

- (1) 神戸西労働基準協会 HP「講習の申込み」からWEB予約が込できます。
- (2) 申込期日は、講習実施日の1週間前まで。
- (3) 受講料の振込先は、三井住友銀行 長田支店 普通預金 口座 3344946 神戸西労働基準協会
（振込手数料はご負担願います。）
- (4) インボイス対応の適格請求書／領収書、受講票（入金確認後）は、ダウンロードが可能です。

7 修了証の交付

教育修了後、「マスクフィットテスト実施者教育修了証」を交付しますのでハンコをご持参ください。

8 その他

- (1) **受講当日の遅刻又は早退は無効とします。（時間厳守）**
- (2) 受講者は、受講票を受付に提出して下さい。（受講票がない場合は受付で所属氏名を申出下さい）
- (3) 会場には駐車場がないため公共交通機関でお越し下さい。
- (4) 個人情報、この講習に関する事務以外には使用いたしません。
- (5) 本講習のお問い合わせは、神戸西労働基準協会（電話 078-577-5639）までお願いします。

